

令和4年6月吉日

相続財産

処分に困ったら

〈相続土地国庫帰属制度〉

・ 令和5年4月27日～ 相続する土地を国が引取る制度ができます。

・ 4月27日以前に発生した相続でもOK!

・ 条件があります・・・少し厳しいですが・・・

- ① 建物が無いこと・・・取り壊してください。
- ② 担保権、貸借権が無い・・・古い担保は抹消してください。
- ③ 土地の境界がはっきりしている、トラブルがない。
 - ・・・測量して境界標を設置してください。
- ④ 樹木や放置車輛などない・・・何も無い更地が一番!
- ⑤ 掛け地ではない、地下埋設物が出ない。通行制限がない。
- ⑥ 10年分の管理費用が必要になります。
市街地200㎡で80万円、原野で20万円とされていますが・・・
- ⑦ 共有名義の土地でも可能。ただし、共有者の1人が相続で取得したことが必要です。
- ⑧ 農地でもいいけど・・・小作権がついているとダメですよ!

・ 手続方法

